

## 増加する深刻な、「犯罪被害事故」

### ●概要

痛ましい犯罪が増加する一方、犯罪被害者の立場や権利が置き去りにされています。犯罪は、被害者に肉体的・精神的経苦痛を与えるばかりでなく、その回復のために多大な経済的な負担を与えています。平成10年に犯罪被害者給付金制度がスタートしましたが、加害者への国選弁護費用、留置場、刑務所、少年院などの国庫負担率に比較すると、それは5%にも至らず、深刻な社会問題になっています。犯罪被害事故は、加害者に損害賠償訴訟を起こしても、相手に賠償能力がないと意味はなく、結局寝入りしてしまう現実があります。最近、犯罪被害者を手厚く補償する「民間保険」も登場しています。

### ●どんな制度や保険があるか

- 1、ひき逃げ事故の政府保障事業 ..... 損害保険会社、又は弊社に相談
- 2、自動車賠償保険の被害者請求制度 ..... //
- 4、被害者支援員制度(総務省) ..... <http://www.moj.go.jp/keiji11-2.html>
- 5、犯罪被害者ホットライン(総務省) ..... //
- 6、犯罪被害者給付金制度(警察署) ..... <http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/kyufu/seido.htm>
- 7、財団法人犯罪被害救援基金 ..... <http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/kyufu/kikin.htm>
- 8、犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ ..... インターネット活用

### ●民間の犯罪被害事故を補償する保険

- 1、犯罪被害特約付の自動車保険 ..... 弊社で、保険会社のお見積りをご案内します。
- 2、犯罪被害特約付の傷害保険 ..... //

### ●国の「犯罪被害者給付金」について

#### ①犯罪被害給付金制度とは

犯罪被害者の遺族および、犯罪被害者本人に対する国の支援制度です。通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死亡、重傷病、又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、何らの公的救済や加害者からの損害賠償も受けられない被害者、又は遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基き、国が犯罪被害者等給付金を支給することにより、その精神的、経済的打撃の緩和を図るものです。

#### ②支給の対象となる犯罪被害

日本国内、又は日本国外にあたる日本船舶・航空機内において行われた人の生命・身体を害する罪にあたる行為(過失犯除く)による死亡、重傷病、又は障害が支給対象です。

#### ③給付金の支給が受けられる人

日本国籍を有する人、又は日本国内に住所を有する人です。外国人であっても、当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有していた人については支給の対象になります。

#### ④給付金の性格

犯罪被害者給付金には、遺族給付金、重傷病給付金、及び障害給付金の三種類があり、いずれも国から一時金として給付されます。この給付金は、損害の一部補てんの要素を含む見舞金的な性格のものです。

## ⑤給付金の内容

(2012年1月現在)

給付金種類	給付額	給付を受けられる人
遺族給付金	320万～2,964.5万円	亡くなられた被害者の第一順位の遺族 1、①配偶者 2、被害者の収入によって生計を維持していた被害者の②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹 3、上の2に該当しない ②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹 ※死亡前の療養費の保険診療における自己負担分と休業損害を考慮した額を支給(一年間限度)
重傷病給付金	負傷、疾病から、一年間の保険診療による医療費の自己負担部分と休業損害を考慮した額を合算した額(上限額120万円)	犯罪行為によって重傷病 加療1ヶ月以上、かつ入院3日以上を要する負傷、または疾病を負った被害者本人 (精神疾患については3日以上労務に服することが出来ない程度の疾病)
障害給付金	18万～3,974万4千円、法令で定める後遺障害等級(1～14級)によります。	障害が残った被害者本人

## ⑥給付金の申請窓口

都道府県公安委員会に申請をします。受付は、各都道府県警察本部及び最寄の警察署で行っています。

## ⑦給付金の全部、又は一部が支給されない場合

- ・ 親族間で行われた犯罪
- ・ 労災保険などの他の公的給付を受けた場合
- ・ 加害者側から損害賠償を受けた場合
- ・ 暴力団員が対立抗争事件で被害を受けたような場合
- ・ 被害者にも原因がある場合など

## ⑧給付金申請の期限

犯罪行為による死亡、重傷病、又は障害の発生を知った日から、2年を経過したときは申請できません。

*Safety*

● 損害保険ジャパンの傷害保険にセットされた「犯罪被害事故」の掲載パンフレット例

**基本補償 | ケガの補償** 病気の補償は対象外です。 下記は、保険金のお支払いの対象となる場合・対象とされない場合の主なものです。保険金のお支払方法および詳しい内容につきましては、P.9に記載しておりますので必ずご覧ください。

**国内・国外を問わず、家庭内、旅行中など日常生活におけるさまざまなケガ(傷害)を補償します。**

<b>死亡</b> 事故の発生日から180日以内	お支払いする保険金の額 <b>死亡・後遺障害保険金額の全額</b>
<b>後遺障害</b> (重度の後遺障害) 事故の発生日から180日以内	死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(78%~100%)
<b>入院</b> 入院1日から補償	入院保険金日額 × 入院日数 事故の発生の日から30日以内
<b>手術</b> 事故の発生の日から30日以内	入院保険金日額 × 手術の種類に応じた倍率 (10倍、20倍または40倍)
<b>通院</b> 通院1日から補償	通院保険金日額 × 通院日数 事故の発生の日から30日以内
<b>傷害入院一時金</b> 入院日数が31以上の場合	ご契約のタイプにより、3.5万円~7万円
<b>犯罪被害</b> (傷害事故補償)	所定の計算により算出した損害額 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 ④犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の交際に関する法律からの給付 ※第三者による被害を目的とする事業または行為が事故等により、死亡または所定の重篤な障害が生じた場合にお支払いの対象となります。

**例えこのようなケガが、お支払いの対象となります。**

- 海外旅行中のケガ
- 国内旅行中のケガ
- 交通事故によるケガ
- 自宅内でのケガ
- 建物火災によるケガ
- 天災によるケガ
- スポーツ中のケガ

**例えこのような場合のケガは、お支払いの対象となりません。**

- わざとケガをした(故意・自殺行為によるケガ)
- ケンカをしてケガをした(犯罪行為・競争行為によるケガ)
- お酒を飲んだ後、自動車を運転してケガをした(無資格運転・酒気帯り運転中の事故によるケガ)
- 脳卒中で意識を失い、転倒したときにケガをした(脳疾患・疾病・心神喪失に起因するケガ、医学的所見のないむちうち症・腰痛)
- 旅先で暴動に巻き込まれてケガをした(戦争・暴動によるケガ(テロ行為によるものは除きます。))
- ハングライダー中にケガをした(ゼッセル等を使用する山岳登山、ハングライダー等の危険なスポーツ中のケガ)
- 3親等内の親族による被害事故、同親の親族による被害事故

**【故意】とは**  
故意に発生することであり、ケガの原因としての事故が原因で発生するのではなく、意図した事故の結果としてのケガまでの過程が意図的・明確に継続していることを指します。

**【偶発】とは**  
偶発的な発生が原因である「結果の発生が偶発である」結果と偶発であるといずれかに該当する事故は「偶発」に該当します。

**【例外】とは**  
ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることとなります。

保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・傷害に対しては、保険金をお支払いできません。転ずれ、転倒し、日射病、しもやけ、細菌性皮膚炎等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

● あいおいニッセイ同和の自動車保険にセットされた「犯罪被害事故」の掲載パンフレット例

STEP 1 補償内容の概要 (人身傷害)

STEP 2 車両のときのサポート

STEP 3 サービス

STEP 4 ご契約の条件設定 等

STEP 5 補償内容の詳細

STEP 6 契約内容のご説明

特約です(別)に定める保険料を払っていただく必要があります。

**基本**

■無保険車傷害特約

賠償責任が十分でない無保険車との事故により、被保険者が死亡または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。

■傷害一時金給付保険

人身傷害事故により、被保険者がケガをした場合に、治療日数や傷害の部位・症状に応じて、次の一時金をお支払いいたします。

治療日数が4日以内の場合	1万円
治療日数が5日以上の場合	10万円
治療日数が6日以上の場合	30万円
治療日数が7日以上の場合	50万円
治療日数が8日以上の場合	100万円

■人身傷害の入院時費用補償特約

人身傷害事故により、被保険者が入院した場合に、入院時の生活を支えるためにさまざまな費用をお支払いいたします。

■交通事故傷害特約

自車で転倒してケガをしたり、駅構内で転倒してケガをした場合など、自動車の運行にかかわる事故以外の交通事故などにより、記名被保険者やそのご家族の方が死傷された場合に、保険金をお支払いいたします。

■犯罪被害事故傷害特約

日常生活において犯罪行為(第三者による人の生命・身体を害する意図をもって行われた行為)を受け、記名被保険者やそのご家族の方が死傷された場合に、保険金をお支払いいたします。

■人身傷害の子ども育児費用補償特約

人身傷害事故により、満18歳未満のお子さまを扶養されている方が、死亡または重度後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いいたします。

■記名被保険者

記名被保険者(人身傷害の入院時費用補償特約・交通事故傷害特約・犯罪被害事故傷害特約・人身傷害の子ども育児費用補償特約)に加入している記名被保険者(記名被保険者)は、記名被保険者として認定されます。記名被保険者として認定された方には、記名被保険者として認定されたものとみなされます。記名被保険者として認定された方には、記名被保険者として認定されたものとみなされます。